

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 4 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 26 号

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（昭和 58 年瀬戸市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 8 条関係）			別表第 1（第 8 条関係）		
番号	区分	徴収猶予期間	番号	区分	徴収猶予期間
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	<省略>	<u>5 年以内。ただし、1 の負担区（条例第 3 条第 1 項に規定する負担区をいう。）の区域内に存する賦課対象区域（条例第 4 条第 1 項に規定する賦課対象区域をいう。）において、受益者が所有し、又は地上権等を有する農地でその地積（当該賦課対象区域において、当該受益者に係る農地法第 2 条第 2 項に規定する世帯員等が所有し、又は地上権等</u>		<省略>	<u>5 年以内</u> （1 の負担区（条例第 3 条第 1 項に規定する負担区をいう。）の区域内に存する賦課対象区域（条例第 4 条第 1 項に規定する賦課対象区域をいう。）において、受益者が所有し、又は地上権等を有する農地でその地積（当該賦課対象区域において、当該受益者に係る農地法第 2 条第 6 項に規定する

		を有する農地がある場合には、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する農地の地積と当該世帯員等が所有し、又は地上権等を有する農地の地積とを合算した地積)が990平方メートルを超えるときは、その超える部分に係る負担金については、更に5年以内			世帯員が所有し、又は地上権等を有する農地がある場合には、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する農地の地積と当該世帯員が所有し、又は地上権等を有する農地の地積とを合算した地積)が990平方メートルを超えるときは、その超える部分に係る負担金については、更に5年以内
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	<省略>	2年以内。ただし、山林、原野、池沼及びため池であり、当該土地が一団の土地(所有者が同一であって、隣接している土地をいう。)で地積が1,000平方メートルを超えるときは、当該猶予期間が終了した際、現に地積が1,000平方メートルを超えている場合に限り、2年以内の期間において更新することができる。(再更新する場合も同じ。)		<省略>	2年以内 ただし、山林、原野、池沼及びため池であり、当該土地が一団の土地(所有者が同一であって、隣接している土地をいう。)で地積が1,000平方メートルを超えるときは、当該猶予期間が終了した際、現に地積が1,000平方メートルを超えている場合に限り、2年以内の期間において更新することができる。(再更新する場合も同じ。)
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。